

市営住宅退去時のご対応事項について

以下のご対応事項についてご案内しますので、必ずご確認ください。

1. 明渡検査予定日の5日前までに船橋市営住宅管理センターにご連絡下さい。

立ち会いは、平日10時00分から16時00分の時間帯で日程調整を行います。

2. 明渡検査前にご対応頂く事項: 事前にご準備・ご確認願います。

	対応事項	詳細	チェックリスト
1	部屋の中の荷物搬出	備え付けのもの以外は全て撤去してください。※①	<input type="checkbox"/>
2	部屋の中の掃除	掃除を行っていただいた状態で検査を行います。	<input type="checkbox"/>
3	返却物の確認	事前に返却物の有無を確認してください。※②	<input type="checkbox"/>
4	ライフラインの解約	電気・ガス・水道の解約手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>

※①・・・鍵の管理を依頼するため、事前に連絡員(URは管理事務所)に退去をする旨を連絡してください。

※②・・・「3. 明渡検査当日にご持参いただくもの」をご参照ください。

3. 明渡検査当日にご持参いただくもの: 1,2,3 は全員必須、4 は対象者のみ。

	当日ご準備頂くもの	返却物	詳細	チェックリスト
1	認印		書類のお手続きに必要です。	<input type="checkbox"/>
2	入居名義人本人口座の分かる通帳等(メモ可)		敷金の返金口座の確認です。	<input type="checkbox"/>
3	部屋の鍵 3本	○	1本でも紛失又はコピーがある場合は鍵交換の自己負担が発生します。	<input type="checkbox"/>
4	倉庫の鍵 2本	○	" (一部直接建設型団地のみ該当)	<input type="checkbox"/>

※ 名義人以外の方が立ち会う場合は、上記1から4以外に、名義人との続柄を証明する書類(戸籍全部事項証明書等)をお持ちください。

4. 原状回復義務について

以下項目は、入居者様負担となります。

<1>各部屋の畳・襖の表替え

※間取3DKの場合で約20万円(税込)の負担となります。(間取により異なります。)

<2>その他毀損箇所等がある場合の修繕費用(例:煙草のヤニ汚れによる壁紙の張り替え等)

明渡検査当日に修繕業者が同行し、上記<1><2>合算の見積りを提示いたします。

(ご自身で畳・襖等を手配される場合は、事前に船橋市営住宅管理センターまでご連絡ください。)

5. 引っ越しに伴うごみについて

引っ越しに伴い一時的に多量に出るごみは、市では収集できませんので、ご自身で清掃工場(下記参照)に運ぶか、ゴミ処理許可業者(有料)に依頼してください。

家庭系ごみの受け入れ場所

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
北部清掃工場	○	×	○
南部清掃工場	○	×	×
西浦資源リサイクル施設	×	○	○

(持ち込みできる…○、持ち込みできない…×)

なお、ごみが少量の場合でも、粗大ごみの収集(有料)は、事前の申し込みが必要です。申し込みは1世帯1回5点までとなります。

<申込み先> 粗大ごみ受付センター TEL:047-457-4153

<ごみ全般の問い合わせ先> 船橋市クリーン推進課 TEL:047-436-2434

<問い合わせ先>

船橋市営住宅管理センター

TEL 047-436-2040